

阿児町東部地区小学校

建築・造成設計業務

特 記 仕 様 書

志 摩 市

第1章 総 則

1. 業務の目的

本業務は、志摩市が計画している阿児町東部地区小学校建設事業の建築設計及び造成・設計を行うものである。

2. 業務委託の名称

阿児町東部地区小学校 建築・造成 設計業務

3. 委託期間

契約日から平成 28 年 2 月 27 日まで

4. 委託業務場所

志摩市 阿児町 甲賀地内

5. 委託業務の概要

- (1) 小学校建築基本、実施設計の作成
- (2) 小学校造成詳細設計の作成
- (3) 関係官公署等の協議書の作成及び関係官公署や小学校関係者及び地元協議 等のマネジメント
- (4) 計画施設の概要
 - ア 施設名称 : 阿児町東部地区小学校 (仮称)
 - イ 敷地場所 : 志摩市阿児町甲賀地内
 - ウ 施設用途 : 小学校

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第七号第 1 類とする。

(5) 設計と条件

- ア 敷地の条件
 - a. 敷地面積 : 約 36,000 m²
 - b. 用途地域及び地区の指定 : 都市計画外
- イ 施設の条件
 - a. 施設の延べ面積 : 約 6,100 m² (屋内運動場含む)
 - b. 主要構造 : 基本 RC 造とするがその他は要件等
 - c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準(平成 19 年 12 月 18 日付け国営計 76 号、国営整計 123 号国営設第 101 号) による耐震安全性の分類は次とする。

- | | |
|------------|-----|
| 1) 構造体 | Ⅱ 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A 類 |
| 3) 建築設備 | 乙 類 |

ウ 建設の条件

- | | | | |
|----------|---|------------------------|-----------------|
| a. 予定建設費 | : | 約 22.7 億円 | 造成・外構工事等含む (税込) |
| b. 建設工期 | : | 造成工事約 9 ヶ月・建築工事約 19 ヶ月 | (予定) |

6. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、設計基準や指針等関係する法律並びに法令、規則等を遵守しなければならない。

なお、特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県業務委託共通仕様書 平成 22 年 7 月」による。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、当市が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与する。

貸与を受けた資料については、そのリストを作成し市に提出し、業務完了と共にすみやかに返納すること。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

9. 関係官公署協議、小学校関係者及び地元協議等のマネジメント

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、その内容は遅滞なく市に報告しなければならない。

また、合意形成のため、関係官公署協議・小学校関係者及び地元協議等のマネジメントを行う。

(1) ワークショップの開催

小学校の計画を進める上で、市民、専門家、行政等の共同作業を通して、参加者からアイディアを引き出すものであり、進め方については地域の特性

や参加者の意見を踏まえ、最適な手法を監督職員と協議の上、選択する。

- ア ワークショップ全体の計画の企画立案と調整
- イ ワークショップ開催・募集案内チラシ等の作成
- ウ 当時資料やツールの作成と確認
- エ ワークショップの開催
- オ ワークショップ開催後の資料等の整理と作成
- カ 上記イとオのチラシ等の配布
- キ 住民意見の整理と計画設計への反映事項の整理と確認
- ク 開催回数 3 回程度

(2) 住民説明会の開催補助

作成した計画に対して、住民の意見を求めるために行うもの。設計のどの段階で行うのかは監督職員との協議の上、決定する。

- ア 当日資料やツールの作成と確認
- イ 住民説明会の実施補助
- ウ 住民意見の整理と計画設計への反映事項の整理と確認

(3) 関連機関との協議資料作成

10. 議事録

受託者は、業務の遂行において、協議内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、委託者の承認を得るものとする。

11. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更するときはその都度、当市の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者届及び経歴書
- (4) 完了届
- (5) その他必要な書類

12. 管理技術者及び意匠担当主任技術者等

受託者は、業務を履行するため、管理技術者として建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有している者を配置しなければならない。

建築士法第 20 条の 2 及び同法第 20 条の 3 の規程に基づき適切に配置する。

13. 照査技術者

受託者は、業務を履行するため、照査技術者として技術士法第 2 条第 1 項に規定する建設部門の技術士（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門の技術士（選択科目を「建設－都市及び地方計画」とするものに限る。）又は、(社)建設コンサルタンツ協会が R C C M 資格制度規定で定める R C C M（「都市計画及び地方計画」とするものに限る。）のいずれかの資格を有している者を配置しなければならない。

14. 造成担当技術者

技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（以下「技術士」という。）であって、建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－都市及び地方計画」とするものに限る。）のいずれかの資格を有している者を配置しなければならない。

15. 工 程

受託者は、業務の履行上その工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに変更工程表を提出し、当市と協議を行い、承認を受けなければならない。

16. 疑 義

本仕様書記載事項及び業務履行上疑義が生じたときは、すみやかに市と協議し、業務に支障のないよう努めなければならない。

17. 留意事項

本業務に際して、民地への立入や地域住民との交渉等に際しては、誠意を持ってこれにあたり絶対に紛争をおこしてはならない。また、交渉等において受託者の責任により支払わなければならない費用が発生した場合は、受託者の責任とする。

18. 成果品の審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に市の審査を受けなければならない。業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。

19. その他

本特記仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、市と協議の上これを決定する。

20. 成果品

本業務における提出図書は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・建築基本、実施設計報告書及びデータ | 一式（詳細は別紙による） |
| ・造成基本、詳細設計報告書 | 一式 |
| ・各協議、申請関連図書 | 一式 |
| ・本市が指示する図書 | 一式 |

成果品の中で文献や資料等を引用した場合は出展名、記載頁を明記すること。
その他、提出部数等については、協議により決定する。

第2章 建築基本、実施設計 及び 造成 基本、詳細設計業務

第1節 建築 基本、実施設計書の策定

造成基本設計と調整し、建設予定地における建築基本・実施設計書を策定すること。なお、建築設計書業務は、以下に示す内容を基本とし、本市が必要と認める事項等については、追加すること。

1. 建築設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械(昇降機等含む)設備実施設計に関する標準業務

（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成
〔 A3 版、内外合計 4 面、額の有無（有）〕

・ 建築確認申請手続き業務

（建築確認申請書及び各種許可申請書の提出・手続き業務に要する手数料は、別途発注者において準備するが、当該申請が不適合等の判定を受けるなど、再申請が必要となった場合における手数料は、受託者の負担とする。）

- ・ 関係法令等（条例、指導要綱等を含む。）に基づく各種申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・三重県建設副産物処理基準に基づくリサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・既存備品及び新設備品計画の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

a. 共 通	[年版等]
・ 官庁施設の基本的性能基準	[H 2 5]
・ 官庁施設の総合耐震・津波計画基準	[H 2 5]
・ 官庁施設の環境保全性に関する基準	[H 2 3]
・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	[H 1 8]
・ 公共建築工事積算基準	[H 1 9]
・ 公共建築工事共通費積算基準	[H 2 3]
・ 公共建築工事標準単価積算基準	[H 2 5]
・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル	[H 1 4]
・ 省エネルギー建築設計指針	[S 5 5]
【営繕業務編】	
・ 特定資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する指針	[H 1 9]
・ 三重県建設副産物処理基準	[H 2 1]
・ 三重県環境配慮技術指針	[H 1 0]
・ （三重県）ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル	[H 2 4]

b. 建 築	[年版等]
・ 建築工事設計図書作成基準	[H 2 1]
・ 敷地調査共通仕様書	[H 1 1]
・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	[H 2 5]
・ 建築設計基準	[H 1 8]
・ 建築構造設計基準	[H 2 2]
・ 建築構造設計基準の資料	[H 2 2]
・ 建築工事標準詳細図	[H 2 2]
・ 擁壁設計標準図	[H 1 2]
・ 構内舗装・排水設計基準	[H 1 3]
c. 建築積算	[年版等]
・ 公共建築数量積算基準	[H 1 8]
・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	[H 2 4]
・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	[H 2 4]
d. 設 備	[年版等]
・ 建築設備計画基準	[H 2 5]
・ 建築設備設計基準	[H 2 5]
・ 建築設備工事設計図書作成基準	[H 2 1]
・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	[H 2 5]
・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	[H 2 5]
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	[H 2 5]
・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	[H 2 5]
・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準	[H 1 6]
・ 建築設備耐震設計・施工指針	[H 1 7]
・ 建築設備設計計算書作成の手引	[H 2 1]
e. 設備積算	[年版等]
・ 公共建築設備数量積算基準	[H 1 5]
・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	[H 2 4]
（内訳作成については三重県仕様による）	
・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	[H 2 4]

(3) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 管理技術者及び各主任技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「建築士法」という。）第 2 条 2 項に規定する一級建築士

意匠主任技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法第 2 条 2 項に規定する一級建築士

構造主任技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法第 2 条 2 項に規定する一級建築士

設備主任技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法第 2 条 2 項に規定する設備設計一級建築士
- ・ ※建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 条）第 17 条の 18 に規定する建設設備士

※建築士法第 20 条の 2 及び同法第 20 条の 3 の規程を遵守。

（注）「管理技術者」とは、契約の履行にあたり、業務の管理及び統轄を行う者をいう。また、「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分野における担当技術者を統轄する役割を担う者をいう。

(5) 貸与資料等

- ・ 用地測量資料
 - ・ 地形測量資料（委託期間内に貸与予定）
 - ・ 地質調査資料（委託期間内に必要に応じて別途発注）
- 貸出場所（ 教育総務課 ） 貸与期間（ 受託期間 ）
返却場所（ 教育総務課 ） 返却期間（ 完成検査時 ）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他

（関係者協議・ヒアリング・説明会等は、とくに基本設計検討時において、円滑かつ適切な計画策定のため、必要な時期に必要な頻度で実施する。）

第 2 節 造成 基本、詳細設計書の作成

建築と調整するとともに建設予定地の地形測量図等を用いて、合理的な敷地造成

基本計画を策定し詳細設計をすること。

策定にあたっては、周辺環境、土地利用状況等を考慮すること。

1. 関係法令等の遵守

受託者は、造成設計業務の実施にあたり、下記に示す設計基準や指針等関係する法律並びに法令、規則等を遵守しなければならない。

【土地造成設計に関する設計指針や基準】

(1) 三重県設計指針・基準

- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル

(平成 24 年)：三重県健康福祉部健康福祉総務室

- ・改定宅地等開発事業に関する技術マニュアル

(平成 20 年)：三重県県土整備部建築開発室

- ・林地開発許可技術基準

(平成 18 年 12 月)：三重県環境森林部

(2) 公園関係設計指針・基準

- ・みんなのための公園づくり(都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン)

(平成 20 年 2 月)：(社) 日本公園緑地協会

- ・植栽基盤整備技術マニュアル

(平成 21 年 4 月)：(財) 日本緑化センター

(3) 道路関係設計指針・基準

- ・改訂版 道路の移動円滑化整備ガイドライン

(平成 20 年 2 月)：(財) 国土技術研究センター

- ・土木構造物標準設計 第 1 巻(側こう類・暗きょ類) 第 3 回改訂版

(平成 12 年 9 月)：国土交通省土木研究所

- ・土木構造物標準設計 第 2 巻(擁壁類) 第 3 回改訂版

(平成 12 年 9 月)：国土交通省土木研究所

- ・道路構造例の解説と運用

(平成 16 年 2 月)：(社) 日本道路協会

- ・道路土工－擁壁工指針

(平成 11 年 3 月)：(社) 日本道路協会

- ・道路土工－排水工指針

(平成 11 年 3 月)：(社) 日本道路協会

(4) その他設計指針・基準

・新土木工事積算大系の解説

(平成 12 年 12 月)：(財) 日本建設情報総合センター

2. 計画・設計一般事項

(1) 与条件の確認及び調査

受託者は、設計の検討作業に先立ち、監督職員より貸与を受けた図面及びその他関係資料との調整及び施工する上での障害の有無の確認、また対象となる小学校の周辺環境や利用状況等を充分把握するために現地調査を行わなければならない。なお、調査に伴う平坦地における簡易な測量（計測等）は本委託に含むものとし、現地調査の結果、監督職員より貸与された図面との相違が大きい場合は監督職員へ報告し、協議を行うものとする。

また、受託者が作成した実施設計図面は、成果品として提出するまえに現場との矛盾がなく、施工可能であることを確認した上で、成果納入時の設計協議を行うこと。

(2) 計画・設計基準

受託者は、契約図書及び本仕様書「1. 関係法令等の遵守【土地造成設計に関する設計指針や基準】」に基づき、設計業務を行うものとする。

(3) 配置計画

建築設計の基本計画と調整し、設計意図、利用、コスト、維持管理、バリアフリー、遊具の安全領域、施工の難易度等の面から、施工位置、詳細構造、形状寸法、材質、工法等を考慮して複数の配置計画案を策定し十分に比較・検討を行うこと。またその内容について、監督職員と協議すること。

(4) 計画・設計の資料

受託者は、計画・設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して監督職員に提出しなければならない。

(5) 材料・工法の選定

受託者は、設計に使用する材料・工法の選定において、関係者との協議事項、施工箇所の状況その他関係条件を検討のうえ、工事の難度、経済性、周囲への影響等を考慮すること。また、工法決定にいたるまでの検討工法の種類、コスト比較、施工の難易度、周辺への影響等についての検討を行った工法比較検討書を作成しなければならない。

(6) 工事費算定資料

各工種の工事費算定資料は市販の物価資料、見積書、各種の事例等を参考にしながら作成し、見積を徴収場合は前提となる条件を設定したうえ、原則として3社以上から取得し、一覧表を作成すること。

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他

(関係者協議・ヒアリング・説明会等は、とくに基本設計検討時において、円滑かつ適切な計画策定のため、必要な時期に必要な頻度で実施する。)

3. 基本設計細則

基本設計は、小学校施設の機能・性格・理念・テーマ等を基に設計条件と合を図り、技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて小学校施設の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行う。

(1) 与条件の確認及び調査

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討する。

(2) 施設の検討及び設定

- a. 基本計画内容の整合性確認
- b. 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- c. 造成基本方針の検討と設定
- d. 植栽基本方針の検討と設定
- e. 供給処理設備基本方針の検討と設定
- f. 整備水準・目標工事費の検討と設定
- g. 維持管理基本方針の検討と設定

(3) 基本設計図の作成

- a. 実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- b. 造成計画平面図の作成
- c. 施設計画平面図の作成
- d. 植栽計画平面図の作成

- e. 供給処理設備計画平面図の作成
- f. 主要断面図の作成
- g. 主要施設の構造イメージ図の作成
- (4) 概算工事費の算出
社会標準単価に基づいた概算工事費の算出をする。
- (5) 基本設計説明書の作成
上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

4. 実施設計細則

基本設計等において定めた設計の指針および骨格となる施設配置等の概略設計に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事費の積算および工事の施工性において内容が十分に把握できる設計図書の作成を行うものとする。

(1) 与条件の確認及び調査

基本設計や特記仕様書あるいは監督職員から提示された計画内容・背景等を十分に把握し、与条件の照合・確認をし、設計に反映する。

(2) 施設の検討及び設定

- a. 基本計画内容の整合性確認
- b. 意匠性・芸術性・独自性に関する基本方針の検討と設定
- c. 安全性・機能性に関する検討と設定
- d. 施工性・市場性に関する検討と設定
- e. 維持管理性に関する検討と設定
- f. 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

- a. 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- b. 造成計画平面図の作成
- c. 施設計画平面図の作成
- d. 植栽計画平面図の作成
- e. 供給処理設備計画平面図の作成
- f. 撤去平面図の作成
- g. 造成断面図、排水横断図等の作成
- h. 各種施設の構造図の作成

(4) 数量計算

設計書作成のために必要な、数量総括表、数量計算書の作成を行う。図書及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する構造物の構造計算、設備等の容量計算等を行う場合は、監督職員に計算方法の承諾を得てから行う。

5. 成果品の提出

受託者は、以下のように成果品を作成・提出をするものとする。ただし作業内容及び監督職員との協議によりその一部を変更または省略することができる。

【基本設計】

1) 基本設計平面図

- (2) 主要断面図
- (3) 主要施設の構造イメージ図
- (4) 植栽平面図
- (5) 給排水系統図及び容量計算書
- (6) 電気系統図及び容量計算書
- (7) 造成計画図
- (8) 運土計画図
- (9) 工法比較検討資料
- (10) 概算工事費算出資料
- (11) 基本設計説明書

【実施設計、図面作成】

- (1) 数量総括表
- (2) 数量計算書
- (3) 数量算出根拠図
- (4) 作業土工計算書
- (5) 構造計算書
- (6) 設備関係容量計算書
- (7) 実施設計図
- (8) 特殊な資材・工法等に関するカタログ等の説明資料
- (9) 工事費算定資料

第3節 関係官公署等の協議及び地元協議等のマネジメント

建設基本計画の内容を十分把握し、当市と協議の上、関係官公署等の指導を受けて、関係者の合意形成のために必要な図書等の作成を行うこと。なお、必要に応じ、関係官公署等の協議に同行すること。

また、地元協議等をマネジメントし合意形成を図ること。

1. 関係官公署等の協議書の作成

関係官公署等の協議書は、計画書、計画図、総括図、決定理由書、その他次の図書で構成して作成すること。

- (1) 現況説明書
- (2) 計画説明書
- (3) 工事概算書
- (4) 位置図
- (5) 区域図
- (6) 施設配置図
- (7) 造成、進入道路計画図
- (8) 建築計画図(平面計画図、断面計画図、立面計画図)
- (9) 鳥瞰図
- (10) その他必要なもの

2. 地元協議等のマネジメント

地元協議等のマネジメントは、当市の関係部署等と運営等の協議を行い進めること。

※作業内容及び監督職員との協議によりその一部を変更または、省略することができる。

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 1 版以外は特 記
a. 建築(総合) ・ 建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各階) ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 縮小版は、 建築・電気・機械に 分けて作成	A3
b. 建築(構造) ・ 建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 縮小版は、 建築・電気・機械に 分けて作成	A3
c. 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 縮小版は、 建築・電気・機械に 分けて作成	A3

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 1 版以外は特 記
d. 機械設備 ・機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・工事費概算書 ・()	各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 縮小版は、 建築・電気・機械に 分けて作成	A3
e. その他 ・透視図 ・リサイクル計画書 ・設計説明書 ・備品計画	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			
f. 資料 ・各種技術資料 ・各記録書	一式 一式			

(注)：建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

：電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。

：原図は、ケースに入れ納品すること。

：電子成果物（CD-ROM）の提出部数は2部とする。

(2) 実施設計

成果物等	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 1 版以外は特記
a. 建築(総合) ・ 建築(総合)設計図 建築物概要書 工事区分表 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各階) 矩計図 展開図 天井伏図(各階) 平面詳細図 部分詳細図(断面含む) 建具表 外構図 仮設計画図	各 1 部	(2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 設備包含の場合、 A 4 縮小版は、 建築・電気・機械 に 分けて作成	
b. 建築(構造) ・ 建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 伏図(各階) 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・ 構造計算書	各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 設備包含の場合、 A 4 縮小版は、 建築・電気・機械 に 分けて作成	

成果物等	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 1 版以外は特記
e. 昇降機設備 ・ 昇降機設備設計図 昇降機設備図 搬送機設備図 ・ 昇降機設備設計計算書	各 1 部 各 1 部	(2)部 (2)部	製本は原寸 A 4 縮小各(1)部 設備包含の場合、 A 4 縮小版は、 建築・電気・機械 に 分けて作成	
f. 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 工事設計仕様書(内訳書)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			
g. 電気設備積算 ・ 電気設備工事 積算数量算出書 ・ 電気設備工事 積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 工事設計仕様書(内訳書)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			
h. 機械設備積算 ・ 機械設備工事 積算数量算出書 ・ 機械設備工事 積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 工事設計仕様書(内訳書)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			

成果物等	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 1 版以外は特記
i. その他 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 備品計画 ・ 設計説明書 ・ 概略工事工程表 ・ 確認通知書 ・ 確認済証	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部			
j. 資料 ・ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書	一式 一式 一式			

(注)：建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。

：電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：成果物は、監督員の指示により、製本とする。

：原図は、ケースに入れ納品すること。

：電子成果物（CD-ROM）の提出部数は（◎ 2部 ・ 部）とする。